全　員　協　議　会

令和７年６月２日（月）

○　議　　題

１．専決処分報告について
・損害賠償の額の決定及び和解について（資料№1）　「土木建設課」

２．繰越明許費及び予算繰越の報告について
・一般会計　　（資料№2-1）　「財政課」
・水道事業会計（資料№2-2）　「水道課」
・下水道事業会計（資料№2-3）　「下水道課」

３．専決処分報告について〔条例〕
・江津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について外３件
（資料№3-1、3-2、3-3、3-4）「総務課」「税務課」「水道課」

４．専決処分報告について〔補正予算〕
・令和６年度　一般会計補正予算（第10号）（資料№4-1）　「財政課」
・令和７年度　一般会計補正予算（第1号）　（資料№4-2）　「財政課」

５．条例議案について（資料№5）　「総務課」
・江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について　外４件

６．第６次江津市総合振興計画後期基本計画を定めることについて(資料№6)「政策企画課」

７．工事請負契約の締結について
・江津東小学校（教室棟）の外壁改修他工事の仮契約（資料№7）　「管財課」

８．財産の取得について
・小中学校学習者用タブレット端末の更新等（資料№8）　「学校教育課」

９．令和７年度補正予算の概要（一般会計）について（資料№9）　「財政課」

10．普通財産管理費について
・市有施設アスベスト調査業務委託料（資料№10）　「管財課」

11．生活交通バス事業について
・AI乗り合い交通運行関連（資料№11）　「地域振興課」

12．江津市国民健康保険の令和７年度保険料率について（資料№12）　「保険年金課」

全員協議会　資料№1
R7.6.2　土木建設課

専決処分について

（車両事故の損害賠償報告）

１．事故発生日時	令和７年２月２６日（水）午後５時３０分頃
２．事故発生場所	江津市敬川町　市道江津敬川海岸線
３．事故の状況	当該車両が、都野津町方面から波子町方面へ走行中、路肩の窪地を通過した際、左側前後輪のタイヤがパンクした車両物損事故。
４．当方の過失率	７０％
５．損害賠償の額	５１，３６７円
６．示談日	令和７年３月１９日
７．専決処分日	令和７年３月１９日

位置図

事故状況図

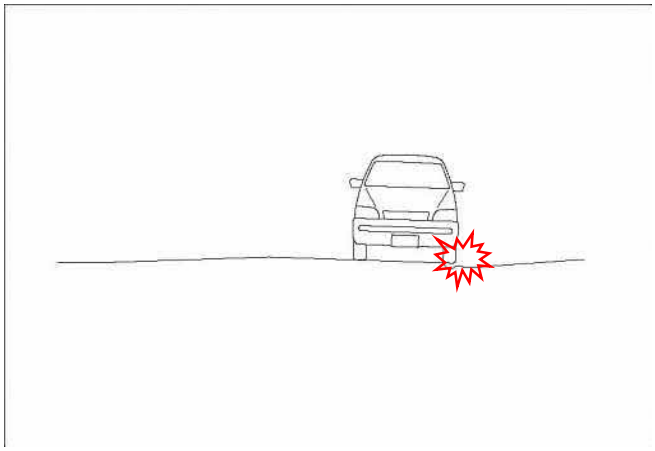

令和6年度　島根県江津市一般会計繰越明許総括表

全員協議会　資料№2-1
R7.6.2　財政課

（単位：円）

款	項	事　業　名	翌年度繰越額	説明
2.総務費	1.総務管理費	普通財産管理費	7,907,000	旧庁舎の廃棄物処理において、低濃度PCB含有可能性のあるコンデンサーの検査に時間を要し、年度内の完了が困難となったため
2.総務費	1.総務管理費	DX推進事業	5,505,000	ネットワークの仕様要件に関し、各ベンダー間での調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難なため
2.総務費	3.戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	4,122,531	振り仮名の法制化に伴う事務について、法務省から詳細な内容および補助事業について令和7年2月頃まで説明がなく、年度内の実施・完了が困難となったため
3.民生費	1.社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	24,143,171	給付金の申請期間を確保し、申請期限を6月末まで延長しているため
6.農林水産業費	1.農業費	農地費	6,000,000	当初想定していなかった追加工事が発生し、その調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
6.農林水産業費	1.農業費	ライスセンター再編整備事業	485,651,920	当初計画において建築工事と機械設置工事の同時施工を予定していたが、危険作業に伴う安全を考慮するための工程等の見直しにより、工事期間の延長が必要となったことで、年度内の完了が困難となったため
6.農林水産業費	1.農業費	人・農地ビジョン推進事業	6,054,000	令和7年度事業執行を想定した国の令和6年度補正予算事業であり、年度内完了が困難なため
6.農林水産業費	1.農業費	農林水産物直売所支援事業	3,000,000	補助制度の周知等に時間を要し、補助利用者における申請期間を十分に確保することができず、年度内の完了が困難となったため
6.農林水産業費	1.農業費	農地有効利用支援事業	2,002,000	湧水の特定、工法選定、施工範囲の確定等において地元との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
6.農林水産業費	1.農業費	農地耕作条件改善事業	35,610,381	当初想定していなかった湧水対策を追加で実施する必要が生じたことで、年度内の完了が困難となったため
6.農林水産業費	1.農業費	計画策定等事業	8,858,000	令和7年度での実施を予定していたが、事業実施に係る財源確保の見通しが極めて厳しい状況となり、令和6年度に前倒しを行ったことで、年度内の完了が困難となったため
6.農林水産業費	1.農業費	都野津畑地潅漑水路撤去事業	12,196,000	水道管の支障移転等の調整に不測の日数を要し、年度内の支払い完了が困難なため
6.農林水産業費	2.林業費	林業専用道開設事業	22,768,000	事業で発生した掘削土について現場置きから区域外への搬出へ工程を変更したことで不測の日数を要し、、年度内の完了が困難となったため
7.商工費	1.商工費	観光費	2,882,000	風の国敷地内の遊具整備に関し、施設管理者との調整に不測の日数を要し、工事の発注が遅れたことから、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	2.道路橋梁費	道路維持補修事業	22,000,000	他事業との工程調整により、舗装工事の着手時期に遅延が生じ、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	2.道路橋梁費	市道敬川試験場線側溝改良事業	9,868,596	施工にあたり水道管が確認されたことで、その移設補償に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	2.道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	11,000,000	仮設計画に変更が生じ、島根県への河川使用に係る手続き等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	2.道路橋梁費	通学路整備事業	16,612,164	施工にあたり水道管が確認されたことで、その移設補償に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	地域景観形成促進事業	2,105,400	景観計画の改定にあたり、再生可能エネルギー関連の計画内容に係る協議に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	景観改善推進事業	1,371,925	権利関係者及び委託業者等との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	都市公園管理事業	10,710,000	多目的広場の整備において、施設利用予約との調整に不測の日数を要し、工事着手に遅延が生じたことで、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	公園施設長寿命化事業	2,340,000	資材の入手難による遅延が生じ、年度内の事業完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	都市下水路管理費	72,805,100	都市下水路ポンプシステムの整備において、議会の議決が必要となったため
8.土木費	5.都市計画費	狭あい道路拡幅整備事業	9,918,000	用地の取得に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	住環境整備事業	4,702,400	法面対策工法の検討にあたり、関係部署との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	防災集団移転促進事業	175,240,315	移転補償者における移転先の新築工事の遅延による年度内の解体工事が困難との申し出により、年度内の事業完了が困難となったため
8.土木費	6.住宅費	住宅管理事業	12,705,000	住宅関連施策に係る改定のための調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
10.教育費	2.小学校費	西部統合小学校建設事業	194,988,807	事業実施のため必要となる埋蔵文化財調査、学校や児童クラブ等の関係者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
11.災害復旧費	1.農林水産業施設災害復旧費	現年発生農業用施設災害復旧事業	2,000,000	被災箇所が多数あり、請負業者の選定、打ち合わせ等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
11.災害復旧費	1.農林水産業施設災害復旧費	現年発生林道災害復旧事業	4,000,000	被災箇所が多数あり、請負業者の選定、打ち合わせ等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
11.災害復旧費	1.農林水産業施設災害復旧費	現年発生農地災害復旧事業	7,295,000	災害復旧に係る運搬路の選定等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
11.災害復旧費	2.公共土木施設災害復旧費	現年発生公共土木施設災害復旧事業	29,307,945	被災箇所は、迂回路設置が困難な場所であり、地元との迂回路の調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
合　計			1,215,670,655	

令和6年度島根県江津市水道事業会計予算繰越計算書

全員協議会　資料№2-2
R7.6.2　　水道課

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	他会計負担金	工事負担金	自己財源			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	送配水施設整備費	285,904,000	126,031,480	151,640,000	0	58,400,000	644,000	55,648,000	36,948,000	8,232,520	0	配水管支障移転の原因となった他の公共事業の遅延等により、年度内完成が困難となったため。
計			285,904,000	126,031,480	151,640,000	0	58,400,000	644,000	55,648,000	36,948,000	8,232,520	0	

令和6年度島根県江津市下水道事業会計予算繰越計算書

全員協議会　資料№. 2-3
R7.6.2　下水道課

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	説明
						国庫補助金	企業債	一般会計負担金	工事負担金	自己財源		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	公共下水道施設整備費	416,549,000	158,533,527	258,015,473	103,576,150	120,900,000		10,940,774	22,598,549	0	●先行工事における現地土質条件による工法変更に係る検討・照査に伴い工期を変更したため ●半導体供給不足による機器の納期遅延となったため
		集落排水施設整備費	10,500,000	0	10,500,000	10,300,000	0	0	0	200,000	0	国庫補助金交付決定時期が3月になったことにより事業実施期間が不足したため
計			427,049,000	158,533,527	268,515,473	113,876,150	120,900,000	0	10,940,774	22,798,549	0	

全員協議会　資料№3-1
R7.6.2　総務課

条　例　名	江津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	①消防作業従事者等の補償基礎額の改定（第５条第２項中） ②扶養に係る補償基礎額の加算額の改定（第５条第２項中） ③非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の改定（別表中）		
施行期日	令和７年４月１日施行		
関連例規等			
備　　考	令和７年３月３１日専決処分		

江津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年江津市条例第367号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（補償基礎額） 第５条　〔略〕 ２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （１）　〔略〕 （２）　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,100円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号又は第３号から	（補償基礎額） 第５条　〔略〕 ２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （１）　〔略〕 （２）　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号

第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

（１）～（６）　〔略〕

４　扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

第６条～第２８条　〔略〕

別表（第５条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200

に該当する扶養親族については１人につき100円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき383円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

（１）～（６）　〔略〕

４　扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

第６条～第２８条　〔略〕

別表（第５条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500

分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考　〔略〕

分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考　〔略〕

全員協議会　資料No.３－２
R7.6.2　　税務課

条　例　名	江津市税条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	①個人市民税 ・特定親族特別控除の創設 控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入する。 ②軽自動車税種別割 ・二輪車の車両区分の見直し 新基準原付バイク（総排気量125CC以下で最高出力を4.0KW(50CC相当)以下に制御したバイク）に係る税率を、50CC原付と同額の年額2,000円とする。 ③その他 ・項ずれの修正		
施行期日	令和７年４月１日施行		
関連例規等			
備　　考	令和７年３月３１日専決処分		

江津市税条例（昭和29年江津市条例第41号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（公示送達） 第１８条　法第20条の２の規定による公示送達は、江津市公告式条例（昭和29年江津市条例第１号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。	（公示送達） 第１８条　法第20条の２の規定による公示送達は、公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を江津市公告式条例（昭和29年江津市条例第１号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。
第１８条の２　〔略〕	第１８条の２　〔略〕
（納税証明事項） 第１８条の３　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第１８条の３　施行規則第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

第１８条の４～第３４条　〔略〕 （所得控除） 第３４条の２　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 第３４条の３～第３６条　〔略〕 （市民税の申告） 第３６条の２　第23条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務が	第１８条の４～第３４条　〔略〕 （所得控除） 第３４条の２　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 第３４条の３～第３６条　〔略〕 （市民税の申告） 第３６条の２　第23条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務が

ある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

ある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２～10　〔略〕	２～10　〔略〕
第３６条の３　〔略〕	第３６条の３　〔略〕
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 （１）・（２）　〔略〕 （３）　扶養親族＿＿＿＿＿＿の氏名 （４）　〔略〕 ２～６　〔略〕	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 （１）・（２）　〔略〕 （３）　扶養親族又は特定親族の氏名 （４）　〔略〕 ２～６　〔略〕
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適

用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）＿＿を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 （１）・（２）　〔略〕 （３）　扶養親族＿＿＿＿＿＿の氏名 （４）　〔略〕 ２～５　〔略〕	用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 （１）・（２）　〔略〕 （３）　扶養親族又は特定親族の氏名 （４）　〔略〕 ２～５　〔略〕

第３６条の４～第８１条の１０　〔略〕	第３６条の４～第８１条の１０　〔略〕
（種別割の税率） 第８２条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　原動機付自転車 ア　総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エ　　に掲げるものを除く。）　年額　2,000円 イ　２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は　　定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの　年額　2,000円 〔新設〕 ウ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は　　定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額　2,400円 エ　３輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の３輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第１項第	（種別割の税率） 第８２条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　原動機付自転車 ア　総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。）　年額　2,000円 イ　２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの　年額　2,000円 ウ　２輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円 エ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額　2,400円 オ　３輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の３輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第１項第

13号の６に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの　年額　3,700円 （２）・（３）　〔略〕 第８３条～第８８条　〔略〕 （種別割の減免） 第８９条　〔略〕 ２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 （１）　〔略〕 （２）　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同条第16項　　に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）	13号の６に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの　年額　3,700円 （２）・（３）　〔略〕 第８３条～第８８条　〔略〕 （種別割の減免） 第８９条　〔略〕 ２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 （１）　〔略〕 （２）　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

（３）・（４）　〔略〕

（５）　原動機の総排気量又は定格出力

（６）～（８）　〔略〕

３　〔略〕

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第９０条　〔略〕

２　前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等又は　身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示する

（３）・（４）　〔略〕

（５）　原動機の総排気量又は定格出力（第82条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）

（６）～（８）　〔略〕

３　〔略〕

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第９０条　〔略〕

２　前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定

とともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。	免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。
（１）～（４）　〔略〕	（１）～（４）　〔略〕
（５）　運転免許証の番号、交付年月日及び　有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件	（５）　運転免許証又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件
（６）　〔略〕	（６）　〔略〕
〔新設〕	３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。
３・４　〔略〕	４・５　〔略〕
第９１条～第１３９条の２　〔略〕	第９１条～第１３９条の２　〔略〕
（特別土地保有税の減免）	（特別土地保有税の減免）
第１３９条の３　〔略〕	第１３９条の３　〔略〕

２　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号＿＿（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） （２）・（３）　〔略〕 ３　〔略〕 第１４０条～第１５１条　〔略〕 附　則 第１条～第１０条　〔略〕 （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	２　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） （２）・（３）　〔略〕 ３　〔略〕 第１４０条～第１５１条　〔略〕 附　則 第１条～第１０条　〔略〕 （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）

第１０条の２　〔略〕	第１０条の２　〔略〕
２～22　〔略〕	２～22　〔略〕
23　法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	23　法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
24　法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	24　法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
25　法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。	25　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。
26　法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。	26　法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。
27・28　〔略〕	27・28　〔略〕
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第１０条の３　〔略〕	第１０条の３　〔略〕
２～13　〔略〕	２～13　〔略〕
〔新設〕	14　市長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要

	件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。
14・15　〔略〕	15・16　〔略〕
第１１条～第１６条の２　〔略〕	第１１条～第１６条の２　〔略〕
〔新設〕	（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例） 第１６条の２の２　令和８年４月１日以後に第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。 （１）　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規

	則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法 （２）　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法 ２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 ３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 ４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

	（１）　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの （２）　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

全員協議会　資料No.3－3
R7.6.2　　税務課

条　例　名	江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２６条の地方公共団体等を定める省令（平成１９年総務省令第９４号）の一部を改正する省令により、所要の改正を行う。		
条例の内容	○課税免除となる対象設備の取得期限について、延長を行う。 ・令和７年３月３１日まで → 令和１０年３月３１日まで		
施行期日	令和７年４月１日施行		
関連例規等			
備　　考	令和７年３月３１日専決処分		

江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年江津市条例第30号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（課税免除） 第２条　地域未来投資促進法第４条第２項第１号に規定する促進区域内において、地域未来投資促進法第４条第６項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和７年３月31日までに、地域未来投資促進法第14条第２項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第２条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した場合には、当該法人又は個人に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）については、新たに固定資産税を課することとなった年度から３年度分に限り、固定資産税を課さない。	（課税免除） 第２条　地域未来投資促進法第４条第２項第１号に規定する促進区域内において、地域未来投資促進法第４条第６項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和10年３月31日までに、地域未来投資促進法第14条第２項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第２条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した場合には、当該法人又は個人に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）については、新たに固定資産税を課することとなった年度から３年度分に限り、固定資産税を課さない。

全員協議会　資料№3-4
R7.6.2　　水道課

条　例　名	水道法施行規則改正に伴う関係条例の整理に関する条例	区分	一部改正
制定の理由	水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴う所要の改正を行う。		
条例の内容	○建設業法施行令第34条が３条繰り下がることによる、下記条例中の当該引用箇所の修正。 ・江津市水道事業における水道施設の管理に関する技術上の業務を行う水道技術管理者の設置等に関する条例 ・江津市水道事業における水道布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督員の設置等に関する条例		
施行期日	令和７年４月１日施行		
関連例規等			
備　　考	令和７年３月３１日専決処分		

江津市水道事業における水道施設の管理に関する技術上の業務を行う水道技術管理者の設置等に関する条例（平成24年江津市条例第11号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（水道技術管理者の資格） 第３条　水道技術管理者の資格の基準は、次のとおりとする。 （１）～（７）　〔略〕 （８）　建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	（水道技術管理者の資格） 第３条　水道技術管理者の資格の基準は、次のとおりとする。 （１）～（７）　〔略〕 （８）　建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

江津市水道事業における水道施設の管理に関する技術上の業務を行う水道技術管理者の設置等に関する条例（平成24年江津市条例第11号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（水道技術管理者の資格） 第３条　水道技術管理者の資格の基準は、次のとおりとする。 （１）～（７）　〔略〕 （８）　建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	（水道技術管理者の資格） 第３条　水道技術管理者の資格の基準は、次のとおりとする。 （１）～（７）　〔略〕 （８）　建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

全員協議会　資料№4－1
R7.6.2　財政課

令　和　６　年　度

３月３１日専決補正予算

予算のあらまし
及び事業概要

江津市

令和6年度　江津市補正予算総括表

3月31日専決補正予算

単位：千円

会　計　別		補正前の額	補正額	補正後計	令和5年度同期補正後予算額	比較増減	増減率（%）
一　般　会　計		18,489,373	265,198	18,754,571	18,352,443	402,128	2.2
特別会計	国民健康保険事業	3,084,528		3,084,528	3,071,946	12,582	0.4
	国民健康保険診療所事業	1,627		1,627	1,547	80	5.2
	後期高齢者医療事業	871,350		871,350	868,760	2,590	0.3
	小　計	3,957,505	0	3,957,505	3,942,253	15,252	0.4
合　計		22,446,878	265,198	22,712,076	22,294,696	417,380	1.9

令和6年度　一般会計補正予算（第10号）総括表

3月31日専決補正予算

歳　入　　単位：千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備　考
1. 市　税	2,698,914		2,698,914	
2. 地方譲与税	171,100	7,021	178,121	
3. 利子割交付金	2,000	128	2,128	
4. 配当割交付金	10,000	6,768	16,768	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000	10,960	20,960	
6. 法人事業税交付金	45,000	5,605	50,605	
7. 地方消費税交付金	530,000	29,373	559,373	
8. 環境性能割交付金	9,000	1,843	10,843	
9. 地方特例交付金	13,000	88,282	101,282	
10. 地方交付税	6,560,751	405,735	6,966,486	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	107,464		107,464	
13. 使用料及び手数料	209,394		209,394	
14. 国庫支出金	2,603,610	△ 18,599	2,585,011	
15. 県支出金	1,310,284	△ 12,724	1,297,560	
16. 財産収入	16,995		16,995	
17. 寄　付　金	624,215	△ 141,694	482,521	
18. 繰　入　金	473,281	△ 1,700	471,581	
19. 繰　越　金	604,837		604,837	
20. 諸　収　入	687,954		687,954	
21. 市　債	1,799,574	△ 115,800	1,683,774	
歳　入　合　計	18,489,373	265,198	18,754,571	

歳　出　　単位：千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備　考
1. 議　会　費	138,451	0	138,451	
2. 総　務　費	3,108,504	375,981	3,484,485	
3. 民　生　費	5,760,009	△ 37,058	5,722,951	
4. 衛　生　費	1,348,934	0	1,348,934	
5. 労　働　費	37,191	0	37,191	
6. 農林水産業費	1,358,361	△ 72,985	1,285,376	
7. 商　工　費	252,970	0	252,970	
8. 土　木　費	1,908,838	△ 840	1,907,998	
9. 消　防　費	671,073	0	671,073	
10. 教　育　費	1,786,052	100	1,786,152	
11. 災害復旧費	106,082	0	106,082	
12. 公　債　費	2,002,908	0	2,002,908	
13. 予　備　費	10,000	0	10,000	
歳　出　合　計	18,489,373	265,198	18,754,571	

令和6年度　3月31日専決補正予算　歳入の概要

単位：千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの			
2　地方譲与税	171,100	7,021	178,121	地方揮発油譲与税	5,345	自動車重量譲与税	△ 1,588
				森林環境譲与税	3,264		
3　利子割交付金	2,000	128	2,128	利子割交付金	128		
4　配当割交付金	10,000	6,768	16,768	配当割交付金	6,768		
5　株式等譲渡所得割交付金	10,000	10,960	20,960	株式等譲渡所得割交付金	10,960		
6　法人事業税交付金	45,000	5,605	50,605	法人事業税交付金	5,605		
7　地方消費税交付金	530,000	29,373	559,373	地方消費税交付金	29,373		
8　環境性能割交付金	9,000	1,843	10,843	環境性能割交付金	1,843		
9　地方特例交付金	13,000	88,282	101,282	地方特例交付金	87,269	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,013
10　地方交付税	6,560,751	405,735	6,966,486	特別交付税	405,735		
14　国庫支出金	2,603,610	△ 18,599	2,585,011	特別障害者手当等給付費国庫負担金	△ 1,225	介護給付事業	△ 3,744
				訓練等給付事業	△ 2,729	障害児入所給付費・医療費等国庫負担金	△ 2,848
				子どものための教育・保育給付交付金（私立保育所　1／2）	△ 4,901	重層的支援体制整備事業交付金	△ 1,318
15　県支出金	1,310,284	△ 12,724	1,297,560	介護給付事業	△ 1,872	訓練等給付事業	△ 1,364
				障がい児入所給付費・医療費等負担金	△ 1,424	子どものための教育・保育給付費県費負担金等（私立保育所1／4）	△ 2,267
				強い農業づくり総合支援交付金	△ 2,770	ふるさと島根の景観づくり事業費補助金	△ 1,193
17　寄付金	624,215	△ 141,694	482,521	ふるさとづくり寄付金	△ 172,794	まち・ひと・しごと創生寄付金	31,000
				教育振興事業	100		
18　繰入金	473,281	△ 1,700	471,581	地域振興基金繰入金	△ 1,700		
21　市債	1,799,574	△ 115,800	1,683,774	汚泥共同処理施設周辺整備事業	1,500	ライスセンター再編整備事業	△ 73,700
				石見海浜公園整備事業（県営）	△ 2,800	高機能消防指令センター更新事業	△ 28,300
				学校建設事業	△ 13,000		
合　　計		265,198					

令和6年度　3月31日専決補正予算　歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事　業　概　要							
総務費								
財産管理費	55,556	△ 3,000	52,556					△ 3,000
財産管理費	庁舎等光熱水費							
財産管理費	660	220,775	221,435					220,775
減債基金積立金	減債基金積立金							
財産管理費	272,044	300,000	572,044					300,000
公共施設等整備管理基金積立金	公共施設等整備管理基金積立金							
企画費	272,044	△ 86,044	186,000				△ 86,044	
元気！勇気！感動！ごうつ　ふるさと基金積立金	元気！勇気！感動！ごうつ　ふるさと基金積立金							
企画費	328,026	△ 86,750	241,276				△ 86,750	
ふるさとづくり寄付金事業	業務委託料　△84,752千円　　利用料　△1,998千円							
企画費	5,038	32,000	37,038				32,000	
まち・ひと・しごと創生基金積立金	まち・ひと・しごと創生基金積立金							
民生費								
障がい者福祉費	365,721	△ 5,458	360,263	△ 2,729	△ 1,364			△ 1,365
訓練等給付事業	共同生活援助（グループホーム）費　△2,362千円　　障がい者福祉費等扶助費　△3,096千円							
障がい者福祉費	519,616	△ 7,489	512,127	△ 3,744	△ 1,872			△ 1,873
介護給付事業	介護給付事業							
児童福祉総務費	50,513	△ 5,900	44,613	△ 1,400	△ 1,400		△ 1,700	△ 1,400
私立保育所等特別保育事業	障がい児保育費△1,700千円、延長保育事業補助金△3,000千円、一時保育事業補助金△1,200千円							
児童福祉総務費	150,126	△ 5,696	144,430	△ 2,848	△ 1,424			△ 1,424
児童支援事業	児童通所支援事業							
児童措置費	688,245	△ 7,415	680,830	△ 4,901	△ 2,267			△ 247
私立保育所委託費	民生関連事業業務委託料							
保育所費	27,720	△ 5,100	22,620	434	434			△ 5,968
公立保育所特別保育事業	民生関連事業業務委託料（障がい児保育事業△2,400千円、　延長保育事業△1,400千円、病後児保育△1,300千円）							

令和6年度　3月31日専決補正予算　歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事　業　概　要							
農林水産業費								
農業振興費	651,799	△ 65,997	585,802		△ 2,770	△ 73,700		10,473
ライスセンター再編整備事業	営繕工事費　△32,746千円　　建物付属設備新設改良工事費　△41,315千円 施設用機械器具費　8,064千円							
土地改良事業費	147,850	△ 6,988	140,862					△ 6,988
下水道事業会計補助金	下水道事業会計運営費補助金							
土木費								
公共下水道事業費	252,150	1,960	254,110			1,960		
下水道事業会計補助金	下水道事業会計補助金							
都市公園事業費	14,000	△ 2,800	11,200			△ 2,800		
石見海浜公園整備事業	石見海浜公園整備事業負担金							
教育費								
教育振興基金		100	100				100	
教育振興基金積立金	教育振興基金積立金							

令和6年度　3月31日専決補正予算　市債の内訳

単位：千円

節名称	市債の内訳					予算額の内訳											
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	5-2. 一般補助施設整備等	6.一般単独（6-3～6は内書き）					7.辺地対策	8.過疎対策	13.臨時財政対策
										6.一般単独計	6-3.内緊急防災	6-4.内公共施設等	6-5.内緊急自然災害	6-6.内緊急浚渫			
総務債	過疎対策事業（ソフト事業）	8	99,100	400	99,500											99,500	
	市民センター整備事業	8	2,700	100	2,800											2,800	
	有福温泉公衆浴場整備事業	7	1,900		1,900										1,900		
	地域コミュニティ交流センター整備事業	8	3,300		3,300											3,300	
	生活交通バス整備事業	8	9,800		9,800											9,800	
	江津ひと・まちプラザ整備事業	8	4,200		4,200											4,200	
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	8	2,300		2,300											2,300	
児童福祉債	保育所等整備事業	8	74,000		74,000											74,000	
衛生債	地域医療支援対策事業	8	(100,000)		(100,000)											(100,000)	
	エコクリーンセンター整備事業	8	(692,600)		(692,600)											(692,600)	
	汚泥共同処理施設周辺整備事業	8	13,200	1,500	14,700											14,700	
	リサイクル推進施設事業	7	3,000		3,000										3,000		
	不燃物処理場整備事業	8	38,500 (7,000)		38,500 (7,000)											38,500 (7,000)	
農業債	農道整備事業	8	12,300		12,300											12,300	
	農地耕作条件改善事業	5	15,500 (1,400)		15,500 (1,400)				15,500 (1,400)								
	ライスセンター再編整備事業	8	467,000	△ 73,700	393,300											393,300	
林業債	災害関連緊急治山事業	6	11,900		11,900					11,900			11,900				
	林業専用道開設事業	7	25,600		25,600										25,600		
商工債	地場産業振興センター改修事業	8	(5,700)		(5,700)											(5,700)	
	風の国施設整備事業	8	2,800		2,800											2,800	
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	6・8	43,800 (1,200)		43,800 (1,200)					10,100		10,100				33,700 (1,200)	
	市道敬川試験場線側溝改良事業	8	15,100 (2,000)	3,800	18,900 (2,000)											18,900 (2,000)	
	橋梁長寿命化事業	7・8	25,400 (16,100)		25,400 (16,100)										2,900	22,500 (16,100)	
	通学路整備事業	8	63,900 (300)		63,900 (300)											63,900 (300)	
	落石対策事業	1	8,700 (8,800)	△ 3,800	4,900 (8,800)	4,900 (8,800)											
河川債	緊急浚渫推進事業	6	10,000		10,000					10,000				10,000			
	急傾斜地崩壊対策事業	6	800		800					800			800				
都市計画債	公園施設長寿命化事業	8	14,300		14,300											14,300	
	東高浜市街地整備事業	8	37,600		37,600											37,600	
	石見海浜公園整備事業（県営）	8	14,000	△ 2,800	11,200											11,200	
	防災集団移転促進事業	5・8	159,200 (200)		159,200 (200)				83,300 (200)							75,900	
	中央公園整備事業	8	25,200 (9,500)		25,200 (9,500)											25,200 (9,500)	
	都市下水路排水ポンプ整備事業	6	69,000		69,000					69,000			69,000				

令和6年度　3月31日専決補正予算　市債の内訳

単位：千円

節名称	市債の内訳					予算額の内訳											
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	5-2. 一般補助施設整備等	6.一般単独（6-3～6は内書き）					7.辺地対策	8.過疎対策	13.臨時財政対策
										6.一般単独計	6-3.内緊急防災	6-4.内公共施設等	6-5.内緊急自然災害	6-6.内緊急浚渫			
消防債	防災施設整備事業	6	(3,000)		(3,000)					(3,000)	(3,000)						
	消火栓整備事業	6	5,600		5,600					5,600	5,600						
	高機能消防指令センター更新事業	8	28,300	△ 28,300													
小学校債	大規模改修事業	8	92,300		92,300											92,300	
	学校建設事業	8	280,500	△ 13,000	267,500											267,500	
中学校債	大規模改修事業	8	39,800 (7,200)		39,800 (7,200)											39,800 (7,200)	
教育債	学校給食費	8	8,000		8,000											8,000	
臨時財政対策債	臨時財政対策債	13	22,074		22,074												22,074
農林水産施設災害復旧債	現年発生農地災害復旧事業	3	1,900		1,900		1,300	600									
	現年発生農業用施設災害復旧事業	3	100 (2,200)		100 (2,200)		100 (2,200)										
	現年発生林道災害復旧事業	3	2,500		2,500		2,500										
公共土木施設等災害復旧債	現年発生公共土木施設等災害復旧事業	3	44,400 (11,000)		44,400 (11,000)		38,700 (11,000)	5,700									
市債・現年分合計	補正額			△ 115,800		△ 3,800										△ 112,000	
	合計		1,799,574	△ 115,800	1,683,774	4,900	42,600	6,300	98,800	107,400	5,600	10,100	81,700	10,000	33,400	1,368,300	22,074
市債・繰越分合計　（　）書き			(868,200)		(868,200)	(8,800)	(13,200)		(1,600)	(3,000)	(3,000)					(841,600)	
市債・現年分　繰越分　合計			2,667,774	△ 115,800	2,551,974	13,700	55,800	6,300	100,400	110,400	8,600	10,100	81,700	10,000	33,400	2,209,900	22,074

令和6年度 3月31日専決補正予算　過疎対策事業（ソフト事業）の内訳

単位：千円

款名称	目名称	充当事業名称	過疎債充当額		
			当初予算	補正額	補正後
総務費	地域振興費	地域コミュニティ活性化事業	4,000	400	4,400
	賦課徴収費	賦課徴収費	4,600		4,600
民生費	老人福祉費	福祉タクシー利用料金助成事業	2,000	1,000	3,000
	障がい者福祉費	通院交通費助成事業	1,000		1,000
	子ども医療費	子ども医療費助成事業	33,300	△ 900	32,400
衛生費	保健衛生総務費	地域医療支援対策事業	21,000		21,000
農林水産業費	農業振興費	地産地消支援事業	3,800		3,800
	水産業振興費	水産振興対策事業	1,000		1,000
商工費	商工振興費	商工団体振興事業	8,000		8,000
教育費	事務局費	江津市教育研究会助成事業	5,400	△ 100	5,300
		指導主事配置事業	5,000		5,000
	学校管理費（小学校費）	学校支援員等配置事業（小学校）	5,000		5,000
	学校管理費（中学校費）	学校支援員等配置事業（中学校）	5,000		5,000
市債・現年分合計			99,100	400	99,500

全員協議会　資料№4-2
R7.6.2　財政課

令　和　７　年　度

５月７日専決補正予算

予算のあらまし
及び事業概要

江津市

令和7年度　江津市補正予算総括表

5月7日専決補正予算

単位：千円

会　計　別		補正前の額	補正額	補正後計	令和6年度 同期 予算額	比較増減	増減率 （%）
一　般　会　計		18,751,000	83,700	18,834,700	18,474,000	360,700	2.0
特別会計	国民健康保険事業	3,009,141		3,009,141	3,172,377	△ 163,236	△ 5.1
	国民健康保険診療所事業	1,547		1,547	1,531	16	1.0
	後期高齢者医療事業	866,523		866,523	870,217	△ 3,694	△ 0.4
	小　計	3,877,211	0	3,877,211	4,044,125	△ 166,914	△ 4.1
合　計		22,628,211	83,700	22,711,911	22,518,125	193,786	0.9

令和7年度　一般会計補正予算(第1号)総括表

5月7日専決補正予算

歳　入　　単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備　考
1. 市　税	2,824,141		2,824,141	
2. 地方譲与税	170,000		170,000	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,500		13,500	
10. 地方交付税	6,280,000		6,280,000	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	95,416		95,416	
13. 使用料及び手数料	206,023		206,023	
14. 国庫支出金	2,709,075	2,750	2,711,825	
15. 県支出金	1,243,064		1,243,064	
16. 財産収入	35,821		35,821	
17. 寄　付　金	613,351		613,351	
18. 繰　入　金	1,471,443	80,950	1,552,393	
19. 繰　越　金	10,000		10,000	
20. 諸　収　入	754,266		754,266	
21. 市　債	1,716,900		1,716,900	
歳　入　合　計	18,751,000	83,700	18,834,700	

歳　出　　単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備　考
1. 議　会　費	137,585	0	137,585	
2. 総　務　費	3,199,425	0	3,199,425	
3. 民　生　費	5,776,903	0	5,776,903	
4. 衛　生　費	1,694,219	73,700	1,767,919	
5. 労　働　費	49,294	0	49,294	
6. 農林水産業費	713,489	0	713,489	
7. 商　工　費	366,534	0	366,534	
8. 土　木　費	2,323,718	10,000	2,333,718	
9. 消　防　費	726,229	0	726,229	
10. 教　育　費	1,735,820	0	1,735,820	
11. 災害復旧費	300	0	300	
12. 公　債　費	2,017,484	0	2,017,484	
13. 予　備　費	10,000	0	10,000	
歳　出　合　計	18,751,000	83,700	18,834,700	

令和7年度　5月専決補正予算　歳入の概要

単位：千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの
14　国庫支出金	2,709,075	2,750	2,711,825	大規模下水道管路（都市下水路）特別重点調査等事業費補助金　2,750
18　繰入金	1,471,443	80,950	1,552,393	財政調整基金繰入金　80,950
合　　計		83,700		

令和7年度　5月専決補正予算　歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事　業　概　要							
衛生費								
不燃物処理費	72,379	73,700	146,079					73,700
不燃物処理場費	島の星クリーンセンター粗大ごみ処理施設火災復旧修繕費							
土木費								
都市下水路管理費	8,650	10,000	18,650	2,750				7,250
都市下水路管理費	大規模下水道管路（都市下水路）特別重点調査等事業業務委託料							

全員協議会　資料№.5
R7.6.2　　総務課

条　例　議　案　に　つ　い　て

議案第　41　号　　江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第　42　号　　子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第　43　号　　江津市乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第　44　号　　江津市AI乗合交通に関する条例の制定について

議案第　45　号　　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第　41　号			
条　例　名	江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第２１号）により、生活保護法の一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	○「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改正する。		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備　　考			

江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年江津市条例第31号）新旧対照表

改正前（旧）

別表第１（第４条関係）

機関	事務
１～６　〔略〕	
７　市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務

別表第２（第４条関係）

機関	事務	特定個人情報
１　市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	・江津市税条例（昭和29年江津市条例第41号）の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「市税関係情報」という。） ・生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の

改正後（新）

別表第１（第４条関係）

機関	事務
１～６　〔略〕	
７　市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務

別表第２（第４条関係）

機関	事務	特定個人情報
１　市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	・江津市税条例（昭和29年江津市条例第41号）の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「市税関係情報」という。） ・生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の

		支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。） ・生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金　　の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。） ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）によるひとり親に関する情報（以下「母子父子家庭関係情報」という。） ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報及び島根県療			支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。） ・生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。） ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）によるひとり親に関する情報（以下「母子父子家庭関係情報」という。） ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報及び島根県療

		育手帳交付要綱による療育手帳情報（以下「障がい者関係情報」という。）
2　〔略〕		
3　市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	・市税関係情報 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。） ・母子保健法（昭和40年法律第141号）による未熟児養育医療の給付に関する情報（以下「未熟児養育医療関係情報」という。） ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び江津市特定教育・保育施設及び特定地

		育手帳交付要綱による療育手帳情報（以下「障がい者関係情報」という。）
2　〔略〕		
3　市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	・市税関係情報 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。） ・母子保健法（昭和40年法律第141号）による未熟児養育医療の給付に関する情報（以下「未熟児養育医療関係情報」という。） ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び江津市特定教育・保育施設及び特定地

		域型保育事業の利用に係る保育料の徴収等に関する規則（平成27年江津市規則第14号）によるによる給付に関する情報（以下「子ども子育て支援給付関係情報」という。） ・母子父子家庭関係情報 ・障がい者関係情報 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給に関する情報（以下「障害児通所支援関係情報」という。） ・医療保険給付関係情報 ・江津市福祉医療費助成条例による福祉医療助成事務に関する情報（以下「福祉医療関係情報」という。）
4　市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の	・市税関係情報 ・障害児福祉手当等関係情報 ・母子父子家庭関係情報 ・未熟児養育医療関係情報

		域型保育事業の利用に係る保育料の徴収等に関する規則（平成27年江津市規則第14号）によるによる給付に関する情報（以下「子ども子育て支援給付関係情報」という。） ・母子父子家庭関係情報 ・障がい者関係情報 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給に関する情報（以下「障害児通所支援関係情報」という。） ・医療保険給付関係情報 ・江津市福祉医療費助成条例による福祉医療助成事務に関する情報（以下「福祉医療関係情報」という。）
4　市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の	・市税関係情報 ・障害児福祉手当等関係情報 ・母子父子家庭関係情報 ・未熟児養育医療関係情報

	決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金　　の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	・子ども子育て支援給付関係情報 ・障がい者関係情報 ・障害児通所支援関係情報 ・医療保険給付関係情報 ・福祉医療関係情報
５～19　〔略〕		

	決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	・子ども子育て支援給付関係情報 ・障がい者関係情報 ・障害児通所支援関係情報 ・医療保険給付関係情報 ・福祉医療関係情報
５～19　〔略〕		

議案第　42　号			
条　例　名	子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	区分	一部改正
制定の理由	「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）」の施行により、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、関係条例の改正を行う。		
条例の内容	①江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第22号）の一部改正 ・第６条の全部改正 保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し ・附則第３条の改正 連携施設経過措置の延長 ②江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第21号）の一部改正 ・第42条の全部改正 保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し ・附則第５条の改正 連携施設経過措置の延長		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備　　考			

江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第22号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（保育所等との連携） 第６条　〔略〕 （１）　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （２）・（３）　〔略〕 〔新設〕 〔新設〕	（保育所等との連携） 第６条　〔略〕 （１）　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （２）・（３）　〔略〕 ２　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 （２）　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 ３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業

	を行う者（第５項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
２　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号　の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 （２）　次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	４　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす　ときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 （２）　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
３　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （１）　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所	５　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 （１）　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所

又は事業所において代替保育が提供される場合　第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。） （２）　〔略〕 ４　〔略〕 ５　〔略〕 第７条～第４８条　〔略〕 附　則 第１条・第２条　〔略〕 （連携施設に関する経過措置） 第３条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型事業者等 （２）　〔略〕 ６　〔略〕 ７　〔略〕 第７条～第４８条　〔略〕 附　則 第１条・第２条　〔略〕 （連携施設に関する経過措置） 第３条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第21号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（特定教育・保育施設等との連携） 第４２条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （２）・（３）　〔略〕 〔新設〕	（特定教育・保育施設等との連携） 第４２条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （２）・（３）　〔略〕 ２　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に

	確保すること。 （２）　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
〔新設〕	３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
２　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号　の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　特定地域型保育事業者と前項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	４　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす　　ときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
｛２｝　前項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の	（２）　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の

業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（１）　当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

（２）　〔略〕

４　〔略〕

５　〔略〕

６　〔略〕

７　〔略〕

８　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第６条の３第12項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第４条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

９　〔略〕

第４３第～第５２条　〔略〕

確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

５　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

（１）　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型事業者等

（２）　〔略〕

６　〔略〕

７　〔略〕

８　〔略〕

９　〔略〕

10　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第６条の３第12項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第５条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

11　〔略〕

第４３第～第５２条　〔略〕

附　則 第１条～第４条　〔略〕 （連携施設に関する経過措置） 第５条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	附　則 第１条～第４条　〔略〕 （連携施設に関する経過措置） 第５条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第　43　号			
条　例　名	江津市乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	昨今の人件費・物価上昇等を踏まえた利用料金の改正を行う。		
条例の内容	○利用料金の改正 ・水分区分の変更 ・利用料の範囲の変更 ・利用料金の範囲の変更		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備　　考			

江津市乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例（平成11年江津市条例第16号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改正前（旧）</th><th>改正後（新）</th></tr>
<tr><td>
別表（第８条関係）
<table>
<tr><th>水分区分</th><th>利用料の範囲</th><th>利用料金の範囲</th></tr>
<tr><td>15パーセント以下</td><td>玄米１袋30キログラムにつき</td><td>720円以下</td></tr>
<tr><td>20パーセント以下</td><td>玄米１袋30キログラムにつき</td><td>1,030円以下</td></tr>
<tr><td>25パーセント以下</td><td>玄米１袋30キログラムにつき</td><td>1,340円以下</td></tr>
<tr><td>30パーセント以下</td><td>玄米１袋30キログラムにつき</td><td>1,660円以下</td></tr>
</table>
</td><td>
別表（第８条関係）
<table>
<tr><th>水分区分</th><th>利用料の範囲</th><th>利用料金の範囲</th></tr>
<tr><td>15.5パーセント以下</td><td>籾重量１キログラムにつき</td><td>25円以下</td></tr>
<tr><td>15.6～18.0パーセント</td><td>籾重量１キログラムにつき</td><td>27円以下</td></tr>
<tr><td>18.1～20.0パーセント</td><td>籾重量１キログラムにつき</td><td>29円以下</td></tr>
<tr><td>20.1～22.0パーセント</td><td>籾重量１キログラムにつき</td><td>32円以下</td></tr>
<tr><td>22.1～24.0パーセント</td><td>籾重量１キログラムにつき</td><td>35円以下</td></tr>
<tr><td>24.1～26.0パーセント</td><td>籾重量１キログラムにつき</td><td>38円以下</td></tr>
<tr><td>26.1～28.0パーセント</td><td>籾重量１キログラムにつき</td><td>41円以下</td></tr>
<tr><td>28.1パーセント以上</td><td>籾重量１キログラムにつき</td><td>44円以下</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議案第　44　号

条　例　名	江津市AI乗合交通に関する条例	区分	新制定
制定の理由	江津市AI乗合交通の運行事業の実施にあたり、目的、運行区域及び料金等について定めるため。		
条例の内容	①目的 ②用語の定義 ③管理 ④運行区域等 ⑤料金 ⑥委任 （別表：料金区分別料金等）		
施行期日	公布の日		
関連例規等	江津市AI乗合交通に関する条例施行規則		
備　　考			

江津市規則第　　号

江津市AI乗合交通に関する条例施行規則

（目的）

第１条　この規則は、江津市AI乗合交通に関する条例（令和７年江津市条例第　号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（運行等）

第２条　AI乗合交通の運行日、乗降場所及び運行時間は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から12月31日及び１月２日から１月４日（以下「祝日等」という。）は運休するものとする。

⑴　運行日　月曜日から土曜日

⑵　乗降場所　別に定める運行区域内に指定する場所

⑶　運行時間　午前８時から午後５時まで

２　前項の規定に基づき予約受付の確定、配車及び運行スケジュールの指示、並びに運行の進捗状況等については、予約・配車システムにおいて一元的に管理するものとする。

３　前各項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、AI乗合交通を臨時に運行又は運休することができる。

（予約）

第３条　AI乗合交通を利用しようとする者は、利用する日付、時間及び乗降場所等について予約しなければならない。

２　前項に規定する予約は、次に掲げる方法等による。

予約方法	予約受付時間
WEB又はアプリ	原則24時間
コールセンター	月曜日から金曜日（祝日等を除く）の午前９時から午後５時まで

３　前項の規定により予約した利用者が、予約の変更又は取消をしようとするときは、乗車前までに同項に規定する予約方法等により行うものとする。

（料金の徴収及び決済）

第４条　条例第５条第１項に定める料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、別表に定める方法で徴収又は決済（以下「徴収等」という。）する。

⑴　現金

⑵　キャッシュレス決済

⑶　事前決済

（デジタル定期券の利用方法）

第５条　デジタル定期券を使用して乗車しようとする者は、降車する際に利用者自身が所有する有効なデジタル定期券を乗務員に提示しなければならない。

（料金の減免）

第６条　条例第５条第２項の規定により料金を減額し、又は免除することができるとき、及びその額は、次のとおりとする。

⑴　次に掲げるいずれかの者が AI 乗合交通を使用するとき　料金の２分の１の額

ア　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により定められた手帳の交付を受けている者

イ　療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）第５第２項に規定する療育手帳の交付を受けている者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の４及び第 41 条から第 44 条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者で、当該施設長の発行する所定の運賃割引書の交付を受けている者

オ　戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第４条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者

カ　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 105 条の２第２項の規定による運転経歴証明書の交付を受けている者

⑵　その他市長が特別の理由があると認めるとき　その都度市長が定める額

２　前項第１号において、料金の減額を受けようとする者は、納付の際に当該交付を受けていることを示す証明等を提示しなければならない。

３　同条第１号に規定する料金の減額は、条例第５条第１項第３号に規定する料金については、これを適用しない。

（運送拒絶）

第７条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、運送の引受又は継続を拒絶することができる。

⑴　感染症その他の他人に感染する疾患があると認められる者

⑵　危険物、多量の荷物その他法令により持込制限されているものを携帯する者

⑶　他の乗客に迷惑を及ぼすおそれのある者

⑷　引率者のいない幼児（小学生未満）

（デジタル定期券による利用の無効）

第８条　次の場合においては、デジタル定期券による利用を無効とし、正当な利用料金を徴収する。

⑴　他人名義のデジタル定期券を使用したとき。

⑵　第５条に規定するデジタル定期券の乗務員への提示を拒否したとき。

（不正乗車等の割増料金）

第９条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、正当な利用料金と同額の割増料金を徴収することができる。

⑴　不正の手段により料金を免れ、又は免れようとした者

⑵　所定の料金を支払わないで乗車した者

⑶　デジタル定期券を不正の手段として使用した者

（再発行）

第１０条　デジタル定期券所有者がその責に帰すべき事由により定期券を紛失した場合は再発行しない。ただし、災害その他の事故により滅失した旨を証明する書面を添えて請求したときは、原券と同一の効力を有する新券を発行する。

（還付）

第１１条　天災その他やむを得ない理由により運行を中断したとき、又は運行不能の場合のほかは、既納の料金は、理由のいかんにかかわらずこれを還付しない。

（運転業務等の委託）

第１２条　AI 乗合交通の運転業務等は、委託することができるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

適用する料金区分	徴収等の区分	徴収等の方法
普通料金及び特定料金	現金	降車する際、乗務員が徴収する。
	キャッシュレス決済	降車する際、乗務員が操作するキャッシュレス決済端末により決済する。
デジタル定期券料金	事前決済	特定のチケットサイトでの発行の際、クレジットカード等により決済する。

議案第　45　号

条　例　名	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律に伴い、同法に規定する費用の額に準ずる額について、所要の改正を行う。		

条例の内容

①報酬の額を時間で定めていた「不在者投票所の外部投票立会人」を削り、上位法に準ずる取扱いに変更する。

②報酬額の改定内容

区分	改正前	改正後
選挙長	1日につき　10,400円	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に規定する費用の額に準ずる額
投票所の投票管理者	日額　12,300円	
期日前投票所の投票管理者	日額　10,800円	
開票管理者	1日につき　10,400円	
投票所の投票立会人	日額　10,500円	
不在者投票所の外部投票立会人	時間額　1,235円	
期日前投票所の投票立会人	日額　9,300円	
開票立会人	1日につき　8,600円	
選挙立会人	1日につき　8,600円	

③経過措置

この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙に適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

施行期日	公布の日
関連例規等	
備　　考	

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年江津市条例第98号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改正前（旧）</th><th>改正後（新）</th></tr>
<tr><td>
別表（第１条、第３条関係）
非常勤特別職報酬及び費用弁償額表
<table>
<tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>選挙長</td><td>１回につき　10,400円</td></tr>
<tr><td>投票所の投票管理者</td><td>日額　12,300円</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日額　10,800円</td></tr>
<tr><td>開票管理者</td><td>１回につき　10,400円</td></tr>
<tr><td>投票所の投票立会人</td><td>日額　10,500円</td></tr>
<tr><td>不在者投票所の外部投票立会人</td><td>時間額　1,235円</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日額　9,300円</td></tr>
<tr><td>開票立会人</td><td>１回につき　8,600円</td></tr>
<tr><td>選挙立会人</td><td>１回につき　8,600円</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表（第１条、第３条関係）
非常勤特別職報酬及び費用弁償額表
<table>
<tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>選挙長</td><td rowspan="9">国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第１項に規定する費用の額に準ずる額</td></tr>
<tr><td>投票所の投票管理者</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票管理者</td></tr>
<tr><td>開票管理者</td></tr>
<tr><td>投票所の投票立会人</td></tr>
<tr><td>〔削る〕</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票立会人</td></tr>
<tr><td>開票立会人</td></tr>
<tr><td>選挙立会人</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

全員協議会　資料№.６
Ｒ７．６．２　政策企画課

第６次江津市総合振興計画後期基本計画を定めることについて

１.目的

令和２年度から令和１１年度までの１０年間を対象とする「第６次江津市総合振興計画」では、急激な社会情勢・経済情勢の変化があった場合に基本計画を見直すことがあると定めている。

この規定に基づき、現在の社会情勢や課題、これまでの本市の取組み等を基に前期基本計画の見直し等を実施し、後期基本計画を策定し、定めることを目的とする。

２.後期基本計画の対象期間

令和７年度～令和１１年度

（第６次江津市総合振興計画対象期間：令和２年度～令和１１年度）

３.第 6 次江津市総合振興計画の見直し内容等

●市長挨拶

市長挨拶を更新

●第１部　序論

①第１章及び第３章の記載事項の見直し

②第２章のデータ更新

③第 4 章には後期計画用市民アンケート結果（幸福度の実態を把握調査結果）の掲載及び市民の幸福度を向上するために必要な行政施策の方向性や今後のまちづくりの視点を更新

●第２部　基本構想

①国立社会保障・人口問題研究所の更新された推計値や直近 5 年間の人口動態を基に算出した新たな人口ビジョンにより、目標人口「2050 年に約 15,000 人」を新たに設定

●第３部　基本計画

①第１章として「前期基本計画の振り返り」を追加

②施策の更新（継続・見直し・拡充・縮小・廃止等）

③「第３章 基本目標を横断する方針」を追加し、基本目標を横断する新たな方針を設定

●第４部　重点プロジェクト（第３期江津市版総合戦略）

①第 2 期江津市版総合戦略の計画期間が令和６年度にて終了したことに伴い、第 3 期江津市版総合戦略を策定し、後期基本計画の重点プロジェクトとして更新

●第５部　資料編

内容を更新

４.後期基本計画の主な内容（前期基本計画との主な変更箇所等）

（１）第１章　前期基本計画の振り返り

前期基本計画対象期間である令和２年度から令和６年度に実施した施策の実施状況について、「基本目標１　産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり」・「基本目標２　豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり」・「基本目標３　いきいきとした人づくり・地域づくり」の３つの基本目標に沿って振り返りを行い、実施した施策等・課題・今後の方向性等を取りまとめ。

（２）第２章　施策

前期基本計画と同様に、３つの基本目標の各基本方針に定めた施策ごとに記載した「現状と課題」・「方針」・「具体的な取り組み」・「参考資料」について、過去の実績や現状の課題等に基づき必要に応じて内容の更新や修正等を行った。

（３）第３章　基本目標を横断する方針

①基本目標を横断する方針の趣旨

現代社会の多様化する価値観や複雑化する産業構造などに対応し、まちの競争力向上と持続可能な発展を目指すためには、従来の縦割り構造を超えた行政運営や分野横断的なテーマに取り組むことができる体制整備等が求められる。

このため、後期基本計画には、分野を横断する具体的なテーマを掲げることによって、基本目標に基づく施策等の遂行を補完し、目標達成の促進を目指す。

②基本目標を横断する方針

【基本目標を横断する方針１】　スマートシティ構想

ポスト・コロナの社会での社会経済情勢や個人の価値観・ライフスタイル等の急激な変容、デジタルを活用した働き方の多様化や効率化の流れが大きくなるなか、市民生活の安全・安心及び市民サービスの維持・向上を図るため、「スマートシティ江津推進構想（第 6 次行財政改革）」に基づく地域と行政の DX 化を促進する。

【基本目標を横断する方針２】　シティプロモーション推進

創業や新規就業をはじめとした移住・定住者の増加や市民アンケートの結果から認知の拡大が見られる【GO▸GOTSU　山陰の「創造力特区」へ】を中心として、地域の公共施設のリブランディング等を通した地域住民と市外人材との協働事業を軸に、関係人口・活動人口の繋がりを深めるとともに、市民の地域に対する愛着・誇りを高め、幸福度向上を推進する。

【基本目標を横断する方針３】　人を中心とした【働き方】の在り方

幅広い分野の深刻な人手不足が進む状況下で、安心と尊厳を持って仕事に取り組めるように、人材を中心とした働き方の在り方を模索し、持続・発展的な雇用の場の創出とはたらく人材の確保を進める。

【基本目標を横断する方針４】　官民連携の市民サービス向上

従来の指定管理者制度の活用という選択肢の他にPPP・PFIのような官民が連携した公共サービス提供スキームや、企業版ふるさと納税を活用した民間人材の活用など、幅広い官民連携の制度の活用による財政健全性と幅広い市民ニーズへの対応をめざす。

全員協議会　資料№7
R7.6.2　　管財課

工事請負契約の締結について（仮契約）

１．契約の目的	江津東小学校（教室棟）外壁改修他工事
２．契約の方法	簡易型一般競争入札
３．契約金額	１４７，４００，０００円（税込） （うち消費税及び地方消費税の額 13,400,000 円）
４．契約の相手方	住　　所：江津市桜江町川戸４７２番地１ 名　　称：今井産業株式会社 代表者名：代表取締役　今井久師
５．仮契約締結日	令和７年５月１３日
６．工　　期	契約を成立させる意思表示を通知した日の翌日から 令和８年２月２８日まで
７．工事場所	江津市後地町地内
８．工事概要	・建築工事一式 外壁改修工事、屋上防水改修工事、便所改修工事、 防火シャッター改修工事

全員協議会　資料№.８
Ｒ７．６．２　学校教育課

財産の取得について

１．事業の目的

令和２年度に整備した小・中学校の児童生徒１人１台の学習者用タブレット端末が更新時期を迎えたことから、島根県が調整役となって共同調達することになり、プロポーザル審査会の結果、ソフトウェアと併せて更新を行う。

２．事業の内容（財産の表示）

①児童生徒用タブレット端末の更新：1,590 台（児童生徒分 1,383 台、予備 207 台）
②ソフトウェアの更新：学習支援ソフト、フィルタリングソフト：1,383 台分

３．事業の効果と目標

タブレット端末を更新することにより、処理速度やバッテリー性能の向上が図られ、タブレットを活用した学習をよりスムーズに行うことができる。

４．事業費（契約内容）

①契約名	江津市立小中学校学習者用タブレット端末更新
②取得方法	随意契約（プロポーザル審査）
③取得予定金額	９４，７４６，９６０円（税込）（令和７年５月 29 日仮契約）
④納入期限	令和８年３月６日
⑤契約の相手方	松江市学園南二丁目 10 番 14 号 ティーエスケイ情報システム株式会社 代表取締役 CEO　高尾　忍

全員協議会　資料№.９
R7.6.2　財政課

令　和　７　年　度

６月補正予算

予算のあらまし
及び事業概要

江津市

令和7年度　江津市補正予算総括表

6月補正予算

単位：千円

会　計　別		補正前の額	補正額	補正後計	令和6年度同期補正後予算額	比較増減	増減率（%）
一　般　会　計		18,834,700	257,713	19,092,413	17,688,480	1,403,933	7.9
特別会計	国民健康保険事業	3,009,141		3,009,141	3,172,377	△ 163,236	△ 5.1
	国民健康保険診療所事業	1,547		1,547	1,531	16	1.0
	後期高齢者医療事業	866,523		866,523	870,217	△ 3,694	△ 0.4
	小　計	3,877,211	0	3,877,211	4,044,125	△ 166,914	△ 4.1
合　計		22,711,911	257,713	22,969,624	21,732,605	1,237,019	5.7

令和7年度　一般会計補正予算(第2号)総括表

6月補正予算

歳　入　　単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備　考
1. 市　税	2,824,141		2,824,141	
2. 地方譲与税	170,000		170,000	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,500		13,500	
10. 地方交付税	6,280,000		6,280,000	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	95,416		95,416	
13. 使用料及び手数料	206,023		206,023	
14. 国庫支出金	2,711,825	78,800	2,790,625	
15. 県支出金	1,243,064		1,243,064	
16. 財産収入	35,821		35,821	
17. 寄　付　金	613,351		613,351	
18. 繰　入　金	1,552,393	94,113	1,646,506	
19. 繰　越　金	10,000		10,000	
20. 諸　収　入	754,266	2,000	756,266	
21. 市　債	1,716,900	82,800	1,799,700	
歳　入　合　計	18,834,700	257,713	19,092,413	

歳　出　　単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備　考
1. 議　会　費	137,585	0	137,585	
2. 総　務　費	3,199,425	89,882	3,289,307	
3. 民　生　費	5,776,903	57,387	5,834,290	
4. 衛　生　費	1,767,919	0	1,767,919	
5. 労　働　費	49,294	0	49,294	
6. 農林水産業費	713,489	3,520	717,009	
7. 商　工　費	366,534	0	366,534	
8. 土　木　費	2,333,718	7,122	2,340,840	
9. 消　防　費	726,229	0	726,229	
10. 教　育　費	1,735,820	99,802	1,835,622	
11. 災害復旧費	300	0	300	
12. 公　債　費	2,017,484	0	2,017,484	
13. 予　備　費	10,000	0	10,000	
歳　出　合　計	18,834,700	257,713	19,092,413	

令和7年度 6月補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの			
14 国庫支出金	2,711,825	78,800	2,790,625	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	55,000	先導的官民連携支援事業補助金	2,080
				「交通空白」解消緊急対策事業	3,674	新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装タイプ)	16,308
				障害者総合支援事業費補助金	924	生活困窮者就労準備支援費等補助金	814
18 繰入金	1,552,393	94,113	1,646,506	減債基金繰入金	91,113	まち・ひと・しごと創生基金繰入金	3,000
20 諸収入	754,266	2,000	756,266	地域活性化センター事業助成金	2,000		
21 市債	1,716,900	82,800	1,799,700	公園施設長寿命化事業	6,000	学校建設事業	76,800
合　　計		257,713					

令和7年度　6月補正予算　歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事　業　概　要							
総務費								
財産管理費	18,966	31,290	50,256					31,290
普通財産管理費	市有施設アスベスト調査業務委託料							
企画費	31,219	2,080	33,299	2,080				
企画費	菰沢公園・道の駅の包括的活用に向けたPPP手法導入の検討調査業務委託料							
企画費	52,204	3,000	55,204				3,000	
地域再生計画推進事業	シティープロモーション（波子駅・万博）業務委託料							
地域振興費	4,080	2,000	6,080				2,000	
地域の活力創出事業	江津市地域活性化支援事業補助金							
地域開発費	50,020	32,699	82,719	16,152				16,547
生活交通バス事業	AI乗合交通運行関連（業務委託料　31,743千円、使用料及び賃借料　680千円）							
地域開発費	43,589	5,236	48,825	3,830				1,406
地域公共交通推進事業	新たなモビリティサービス実証事業業務委託料							
賦課徴収費	33,136	13,577	46,713					13,577
賦課徴収費	令和9年度評価替え標準地鑑定評価業務委託料							
民生費								
社会福祉総務費	81,629	55,000	136,629	55,000				
定額減税調整給付金給付事業	定額減税調整給付金（不足額給付金）							
障がい者福祉費	10,426	759	11,185	924				△ 165
障がい者福祉費	障がい者自立支援給付審査支払等システム事業改修業務委託料							
生活保護総務費	10,405	1,628	12,033	814				814
生活保護運営対策費	生活保護システム改修業務委託料							
農林水産業費								
農業振興費		3,520	3,520					3,520
ライスセンター利用助成事業	ライスセンター利用料補助金							
土木費								
都市公園管理費	25,260	7,122	32,382			6,000		1,122
都市公園改修整備事業	菰沢公園園路整備工事費等							

令和7年度　6月補正予算　歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事　業　概　要							
教育費								
事務局費	18,983	3,304	22,287					3,304
事務局費	江津市学校整備再編基本計画策定（業務委託料　3,000千円、検討委員会謝礼金　204千円）							
学校管理費	137,689	76,811	214,500			76,800		11
仮称西部統合小学校建設事業	津宮放課後児童クラブ（旧津宮幼稚園）解体工事請負費							
社会教育活動費	102,852	19,687	122,539					19,687
放課後児童クラブ事業	津宮放課後児童クラブ仮移転費（建物改良工事費　13,000千円、建物借上料他　6,687千円）							

令和7年度 6月補正予算 市債の内訳

単位：千円

節名称	市債の内訳					予算額の内訳								
	説明名称	分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	4-2. 一般補助施設整備等	5.一般単独（5-3～6は内書き）					6.辺地対策	7.過疎対策
								5.一般単独計	5-3.内緊急防災	5-4.内公共施設等	5-5.内緊急自然災害	5-6.内緊急浚渫		
総務債	過疎対策事業（ソフト事業）	7	96,500		96,500									96,500
	地域コミュニティ交流センター整備事業	7	5,100		5,100									5,100
	生活交通バス整備事業	7	11,000		11,000									11,000
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	7	85,400		85,400									85,400
児童福祉債	保育所等整備事業	7	5,000		5,000									5,000
衛生債	地域医療支援対策事業	7	10,700		10,700									10,700
	エコクリーンセンター整備事業	7	346,500		346,500									346,500
	不燃物処理場整備事業	7	15,900		15,900									15,900
農業債	農道整備事業	7	13,000		13,000									13,000
	農地耕作条件改善事業	4	500		500		500							
	給水施設整備事業	6	6,500		6,500								6,500	
林業債	災害関連緊急治山事業	5	14,800		14,800			14,800			14,800			
	林業専用道開設事業	6	35,000		35,000								35,000	
商工債	地場産業振興センター改修事業	7	91,200		91,200									91,200
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	5	45,000		45,000			45,000		45,000				
	市道敬川試験場線側溝改良事業	7	26,100		26,100									26,100
	市村地区側溝改良事業	5	8,000		8,000			8,000			8,000			
	橋梁長寿命化事業	7・8	24,300		24,300								4,500	19,800
	通学路整備事業	7	181,400		181,400									181,400
	道路ストック総点検事業	1	2,000		2,000	2,000								
	落石対策事業	1	34,900		34,900	34,900								
河川債	河川浚渫事業	5	10,000		10,000			10,000				10,000		
都市計画債	公園施設長寿命化事業	7	84,100	6,000	90,100									90,100
	東高浜市街地整備事業	7	18,700		18,700									18,700
	有福温泉街なみ整備事業	6	19,200		19,200								19,200	
	石見海浜公園整備事業	7	14,000		14,000									14,000
	防災集団移転促進事業	4	79,500		79,500		79,500							
	中央公園整備事業	7	7,300		7,300									7,300
消防債	防災施設整備事業	5	24,700		24,700			24,700	24,700					
	緊急自動車等更新事業	7	53,700		53,700									53,700
	消火栓整備事業	5	7,800		7,800			7,800	7,800					
	Jアラート整備事業	5	7,100		7,100			7,100	7,100					
小学校債	大規模改修事業	7	153,800		153,800									153,800
	学校建設事業	7	130,700	76,800	207,500									207,500
中学校債	大規模改修事業	7	21,900		21,900									21,900
教育債	学校給食費	7	15,300		15,300									15,300
社会教育債	コミュニティセンター管理事業	7	2,600		2,600									2,600
	社会体育施設整備事業	7	7,700		7,700									7,700
市債・現年分合計			1,716,900	82,800	1,799,700	36,900	80,000	117,400	39,600	45,000	22,800	10,000	65,200	1,500,200

全員協議会　資料№10
R7.6.2　　管財課

普通財産管理費について
（市有施設アスベスト調査業務委託料）

１.事業の目的

仮称西部統合小学校の建設に伴い実施した津宮放課後児童クラブの建物解体設計業務において、アスベストが含まれる吹付材が確認された。

本市におけるアスベスト調査については、平成 17 年８月に「江津市石綿（アスベスト）問題対策連絡会議」を設置し、市有施設のアスベストの有無を確認した経過がある中で、新たにアスベストが確認されたことを受け再度調査を実施する。

２.事業の内容

アスベスト含有材の有無についての図面調査及び目視調査。

区　分	現在の市有施設 （令和 7 年 4 月 1 日現在）	左の内調査対象市有施設 （平成 19 年以前に竣工）
行政財産	264 施設	234 施設
	567 棟	500 棟
普通財産	38 施設	38 施設
	107 棟	107 棟
合　計	302 施設	272 施設
	674 棟	607 棟

３.事業の効果と目標

①市有施設におけるアスベストの有無を再確認することで適切な対策を講じることができる。

②調査結果について施設管理上の資料として活用する事ができる。

４.事業費及び予算額

予算額　３１，２９０千円

全員協議会　資料№11
Ｒ７．６．２ 地域振興課

生活交通バス事業について
（AI 乗合交通運行関連）

１.事業の目的

交通空白地域が生じる地域住民の交通手段を確保するとともに公共交通の利用促進を図ることを通して公共の福祉に資することを目的に、新たな交通モードとして AI 乗合交通運行事業を実施する。なお、本事業は令和６年度に実施した実証実験によって得られた知見を基に構築することを基本とする。

２.事業の内容

①運送種別：自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）
②運送形態：予約型・区域運行
③運行区域：波積町全域、黒松町、都治町、後地町、浅利町（浅利海水浴場入口バス停留所以東）、松川町市村、松川町上河戸、松川町下河戸、松川町上津井及び松川町畑田にわたる区域
④運行日等：月曜日から土曜日の午前８時から午後５時
ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始等を除く。
⑤乗降場所：実証実験の結果等を踏まえ別に定める
⑥運送主体：委託事業者
⑦運用車両：８人乗りミニバン（２台）

３.事業の効果と目標

①効果：・運行区域内における交通空白及び“ラストワンマイル問題”の解消
・JR 山陰本線及び石見交通バス路線への乗り継ぎの促進
②目標：稼働率 80%以上（実運行日数/月の運行予定日数），運行回数 2 回/日以上，
輸送人員数 150 人/月以上

４.事業費

５８，１０６千円（うち、２５，４０７千円は当初予算にて計上済）

５.予算額（補正額）

３２，６９９千円

内訳：タイヤ購入費・燃料代	116 千円
車両点検手数料・自動車損害保険料	164 千円
AI 乗合交通運行支援パッケージ委託料	31,743 千円
キャッシュレス決済システム利用料等	676 千円

６.財源

①新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装タイプ）

１６，１５２千円

②一般財源

１６，５４７千円

全員協議会	資料No. 12
R7.6.2	保険年金課

江津市国民健康保険の令和７年度保険料率について

◆保険料率算定参考資料

			医療分	後期分	介護分	合計
費用	令和7年度 国民健康保険事業納付金		436,638 千円	111,138 千円	32,072 千円	579,848 千円
	保険給付費	出産育児一時金	6,000 千円	千円	千円	6,000 千円
		葬祭費	1,800 千円	千円	千円	1,800 千円
		傷病手当金	0 千円	千円	千円	0 千円
	保健事業費	保健事業費	18,848 千円	千円	千円	18,848 千円
		特定健康診査等事業費	23,789 千円	千円	千円	23,789 千円
	繰出金	直営施設勘定(診療所)繰出金	773 千円	千円	千円	773 千円
	予備費	予備費	10,000 千円	千円	千円	10,000 千円
	計 Ⓐ		497,848 千円	111,138 千円	32,072 千円	641,058 千円
財源(現年分保険料以外)	保険料	過年度分保険料	3,375 千円	890 千円	694 千円	4,959 千円
	県補助金	特別交付金(特定健診分)	12,296 千円	千円	千円	12,296 千円
		特別交付金(診療所繰出金分)	773 千円	千円	千円	773 千円
		特別交付金(保険者努力支援分)	8,855 千円	千円	千円	8,855 千円
		特別交付金(県繰入金分)	15,949 千円	千円	千円	15,949 千円
		特別交付金(国特別調整交付金分)	49,817 千円	千円	千円	49,817 千円
		特別交付金(傷病手当金分)	0 千円	千円	千円	0 千円
	一般会計繰入金	基盤安定費(保険者支援分)	28,550 千円	8,187 千円	2,441 千円	39,178 千円
		未就学児均等割分	417 千円	千円	千円	417 千円
		保健事業事務費分	12 千円	千円	千円	12 千円
		出産育児一時金分	4,000 千円	千円	千円	4,000 千円
		保険財政安定化支援分	10,184 千円	30,077 千円	2,871 千円	43,132 千円
		産前産後保険料分	92 千円	千円	千円	92 千円
		その他繰入金	18,268 千円	千円	千円	18,268 千円
	その他	財政調整基金繰入金	24,059 千円	6,124 千円	1,767 千円	31,950 千円
		繰越金等	0 千円	千円	千円	0 千円
	計 Ⓑ		176,647 千円	45,278 千円	7,773 千円	229,698 千円
現年分保険料必要額 Ⓒ (Ⓐ−Ⓑ)			321,201 千円	65,860 千円	24,299 千円	411,360 千円
現年分保険料(軽減分繰入を含む)	令和7年度料率による保険料		247,398 千円	72,556 千円	23,488 千円	343,442 千円
	基盤安定費(軽減分)		50,122 千円	13,380 千円	4,416 千円	67,918 千円
	計 Ⓓ		297,520 千円	85,936 千円	27,904 千円	411,360 千円
令和7年度料率	所得割		9.2 %	2.8 %	2.7 %	14.7 %
	均等割		27,200 円	7,300 円	9,500 円	44,000 円
	平等割		17,800 円	4,700 円	4,600 円	27,100 円

【参考】

令和6年度料率	所得割	9.2 %	2.8 %	2.7 %	14.7 %
	均等割	27,200 円	7,300 円	9,500 円	44,000 円
	平等割	17,800 円	4,700 円	4,600 円	27,100 円
標準保険料率	所得割	7.67 %	2.80 %	2.39 %	12.9 %
	均等割	33,278 円	11,971 円	11,981 円	57,230 円
	平等割	21,100 円	7,590 円	5,912 円	34,602 円

◆被保険者等の状況

			令和7年度 (料率試算時)	令和6度 (料率試算時)	比較
世帯数			2,813 世帯	2,972 世帯	▲ 159 世帯
被保険者数			3,780 人	4,055 人	▲ 275 人
軽減の状況	医療分・後期分	7割軽減	933 世帯	1,060 世帯	▲ 127 世帯
			1,096 人	1,260 人	▲ 164 人
		5割軽減	516 世帯	546 世帯	▲ 30 世帯
			735 人	805 人	▲ 70 人
		2割軽減	332 世帯	356 世帯	▲ 24 世帯
			527 人	568 人	▲ 41 人
		計	1,781 世帯	1,962 世帯	▲ 181 世帯
			2,358 人	2,633 人	▲ 275 人
	介護分	7割軽減	310 世帯	324 世帯	▲ 14 世帯
			327 人	344 人	▲ 17 人
		5割軽減	130 世帯	125 世帯	5 世帯
			148 人	141 人	7 人
		2割軽減	78 世帯	89 世帯	▲ 11 世帯
			89 人	103 人	▲ 14 人
		計	518 世帯	538 世帯	▲ 20 世帯
			564 人	588 人	▲ 24 人
限度額超過の状況		医療分	21 世帯	23 世帯	▲ 2 世帯
		後期分	9 世帯	12 世帯	▲ 3 世帯
		介護分	13 世帯	13 世帯	0 世帯

◆医療費の状況 (国保連速報値)

	令和6年度	令和5年度	比 較
平均被保険者数	3,861 人	4,187 人	▲ 326 人
費用額(3月～2月)	2,457,574 千円	2,647,329 千円	▲ 189,755 千円
1人当たり費用額	636,553 円	632,235 円	4,318 円

◆国民健康保険財政調整基金の状況

令和5年度末残高	239,778 千円
令和6年度末残高(見込)	201,521 千円
令和7年度末残高(見込)	170,221 千円

※令和6年度に、運用収入362千円 の積立てと県納付金財源38,619千円 の取崩しを予定

※令和7年度に、運用収入650千円 の積立てと県納付金財源31,950千円 の取崩しを予定

令和7年度　国民健康保険事業特別会計　本算定見込

【歳　入】　（単位：千円）

区分			令和7年度 本算定見込	令和7年度 当初予算	比較
保険料	現年分	医療給付費分	247,398	253,831	▲ 6,433
		高齢者支援金分	72,556	74,385	▲ 1,829
		介護納付金分	23,488	23,568	▲ 80
	滞納繰越分	医療給付費分	3,375	2,970	405
		高齢者支援金分	890	796	94
		介護納付金分	694	498	196
合計			348,401	356,048	▲ 7,647
使用料及び手数料			157	157	0
国庫支出金			0	0	0
県支出金	県補助金	県普通交付金	2,253,472	2,253,472	0
		県特別交付金	90,233	90,233	0
合計			2,343,705	2,343,705	0
基金運用収入			650	650	0
一般会計繰入金	基盤安定	軽減分	67,918	81,326	▲ 13,408
		保険者支援	39,178	42,900	▲ 3,722
	未就学児均等割		417	417	0
	職員給与費等		115,761	115,761	0
	出産育児一時金等		4,000	4,000	0
	財政安定化支援		43,132	43,132	0
	産前産後保険料繰入金		92	92	0
	その他繰入金		18,268	18,268	0
合計			288,766	305,896	▲ 17,130
財政調整基金繰入金			31,950	0	31,950
前年度繰越金			1,790	1,000	790
その他の収入			11,377	1,685	9,692
歳入合計			3,026,796	3,009,141	17,655

【試算にあたって見直しを行った科目】　※網掛け部分

○保険料　再計算
○一般会計繰入_基盤安定　再計算
○財政調整基金繰入金　財源不足額に充てるもの
○前年度繰越金　R6決算見込みによる
○その他の収入　R6普通交付金精算分収入

【歳　出】

（単位：千円）

区分			令和7年度 本算定見込	令和7年度 当初予算	比較
総務費	一般管理費（人件費）		38,302	38,302	0
	一般管理費		72,872	72,872	0
	連合会負担金		2,151	2,151	0
	賦課徴収費		3,609	3,609	0
	滞納処分費		804	804	0
	運営協議会費		285	285	0
	趣旨普及費		900	900	0
	合計		118,923	118,923	0
保険給付費	療養諸費	療養給付費	1,900,000	1,900,000	0
		療養費	7,000	7,000	0
		審査支払手数料	5,971	5,971	0
		小計	1,912,971	1,912,971	0
	高額療養費		340,000	340,000	0
	高額介護合算		500	500	0
	出産育児諸費		6,000	6,000	0
	葬祭諸費		1,800	1,800	0
	傷病手当金		0	0	0
	移送費		1	1	0
	合計		2,261,272	2,261,272	0
国民健康保険事業納付金	一般被保険者医療給付分		436,638	429,905	6,733
	一般被保険者後期高齢者支援金分		111,138	106,801	4,337
	介護納付金分		32,072	35,179	▲ 3,107
	合計		579,848	571,885	7,963
共同事業拠出金（その他事務費）			1	1	0
保健衛生普及費			18,848	18,848	0
特定健康診査等			23,789	23,789	0
財政調整基金積立金			650	650	0
諸支出金	保険料還付金		3,000	3,000	0
	償還金		9,692	0	9,692
	診療所繰出金		773	773	0
予備費			10,000	10,000	0
歳出合計			3,026,796	3,009,141	17,655

【試算にあたって見直しを行った科目】　　※網掛け部分

○納付金　　島根県納付金の額確定

○償還金　　県普通交付金返還金（R6診療分の精算）

江 保 第 175 号
令和７年５月 22 日

江津市国民健康保険運営協議会
会長　谷　口　　晃　　様

江津市長　　中　村　　中

令和７年度江津市国民健康保険料率について（諮問）

安定して国民健康保険を運営するため、保険料率について、下記のとおり諮問いたします。

記

○令和７年度江津市国民健康保険料率について

令和７年度国民健康保険事業費納付金を確実に納付し、効果的な保健事業を実施するため、令和７年度の保険料率は次のようにしたい。

医療給付費分	所得割	基準総所得金額の	9.2%
	均等割	被保険者１人につき	27,200 円
	平等割	１世帯につき	17,800 円
後期高齢者支援金分	所得割	基準総所得金額の	2.8%
	均等割	被保険者１人につき	7,300 円
	平等割	１世帯につき	4,700 円
介護納付金分	所得割	基準総所得金額の	2.7%
	均等割	被保険者１人につき	9,500 円
	平等割	１世帯につき	4,600 円

江国運協第２号
令和７年５月22日

江津市長　中村　中　様

江津市国民健康保険運営協議会
会長　谷口　晃

令和７年度江津市国民健康保険料率について（答申）

令和７年５月22日付け江保第175号で諮問のあったことについて、令和７年５月22日開催の運営協議会において審議した結果、諮問の内容について異議ない旨決定しましたので答申いたします。

なお、国民健康保険の健全運営を図るため、引き続き保険料収納率の向上対策と医療費の抑制対策に努められますよう申し添えます。